

令和４年度第２回
八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会 議事録（要旨）

開催日時	令和４年７月２７日（水） 午後２時３０分から午後４時３０分まで	開催場所	八潮メセナ ３階 特別会議室Ｂ
出席者	八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員（秋山委員、坂本委員、石原委員、豊田委員、山口委員）		
傍聴者	２名		
内 容	令和４年度第２回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会 （１）開会 （２）会長あいさつ （３）議事 ① 第１回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の議事事項に対する委員からの質問への回答について ② 八潮市個人情報保護法施行条例（案）について ③ パブリックコメント（案）について （４）閉会		
提供資料	次第 資料１ 第１回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の質問シートに対する回答について 資料２ 八潮市個人情報保護法施行条例（案）についての追加説明 資料３ 改正個人情報保護法と条例との比較 資料４－１ 「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」の意見募集について 資料４－２ 八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）に関する意見募集について 資料４－３ 八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）について		

【議事詳細】

令和4年度第2回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

- ① 第1回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の議事事項に対する委員からの質問への回答について

◆第1回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会終了後、6月10日まで意見を募集したところ、7件の質問があったため、資料1に基づき、事務局から回答を行った。

【質疑応答】

○委員からの質問

今回の個人情報保護法の改正により、これまでの個人情報の保護に関する取扱いの制限が緩和されてしまう面はないか。

○事務局からの回答

今回の法改正については、社会全体のデジタル化が進み、「個人情報保護」と「データ流通」の両立が求められている中で、全国的な共通ルールを法律で規定するという観点で行われたものと認識しており、個人情報保護の観点からも現行制度と比較し、必要以上に個人情報の取扱いが緩和されるものとは考えていない。

○委員からの意見

死者の情報の取扱いについて、想定される事例等、市民にわかりやすいように周知できるとよいと考える。

- ② 八潮市個人情報保護法施行条例（案）について

◆資料2及び資料3に基づき「八潮市個人情報保護法施行条例（案）」及び第1回会議での説明事項の追加説明をおこなった。

【質疑応答】

○委員からの質問

個人情報ファイル簿とはどういうものか。

○事務局からの回答

個人情報ファイル簿とは、市が保有する個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物）にどのような個人情報が記載されているかを記したものである。市民の方が自らの個人情報について、市がどのように利用しているかの状況を把握することができるようにするために閲覧に供しているものであり、個人情報の開示請求等を行う際の参考となるものである。

また、現在は紙媒体で閲覧に供しているが、今後については、紙媒体に加え、ホームページにおいても掲載することを予定している。

○委員からの質問

現行条例と同様に、新たな条例にも目的規定を置くべきではないか。

○事務局からの回答

法令や条例の構成として、一般的に、第1条には、その法令や条例の目的や趣旨を表すため、目的規定又は趣旨規定のいずれかが置かれることが多いとされている。

今回の新たな条例については、既に一定の立法目的を持った法律の補充的細目的なものであることから、趣旨規定を置いている。

○委員からの質問

資料2の13ページ、追加説明事項4の本人開示請求等の手続きに関する規定（開示等に係る日数等）における請求から開示決定までの期間について、今後請求件数が増えた場合でも、15日以内に対応できるのか。

○事務局からの回答

過去の請求における開示決定までに要する日数を鑑みても、15日を超える案件はほとんど事例がなく、対応可能と考える。

○委員からの質問

資料2の19ページ、追加説明事項6の個人情報の定義規定（死者の取扱い）について、新たな条例の方向性として「新たな条例では、法定相続人に限らず、遺族等とする。ただし、開示決定に当たっては、開示請求者と死者の関係性を考慮して判断する。」と記載されているが、具体的にどのようなケースを想定しているのか。

○事務局からの回答

例えば、事故等により死亡した方の個人情報について、法定相続人以外の者（内縁の妻等）からの慰謝料請求権に基づく個人情報の開示請求が想定される。

この場合、単に法定相続人かどうかで開示請求権の有無を判断するのではなく、個別の事情に応じて開示請求者と死者との関係性を考慮し、判断をしていくことを考えている。

○委員からの質問

開示請求があった際、開示・不開示の判断は誰が行っているのか。また、その決定に不服があった場合は、どのような救済手段があるのか。

○事務局からの回答

開示・不開示の判断は、開示請求を受けた実施機関において行っている。

また、その決定に不服がある場合には、不服申立ての手段として審査請求を行うことができる。

③ パブリックコメント（案）について

◆資料４－１から資料４－３に基づき、「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」に対する意見募集について、その案を示し、説明を行った。

【質疑応答】→なし

（４）閉会